

令和 7 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 （ 7 月 ） 議 事 録

四 條 畷 市 教 育 委 員 会

1 開催日時・場所

令和7年7月29日（火）10時00分から11時07分まで
四條畷市役所 東別館 201会議室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	尾崎 靖二
委 員	佐々木 弥生

3 事務局出席者

学 校 教 育 部 長	阪本 武郎	社 会 教 育 部 長	西尾 佳岐
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	神本 かおり
学 校 教 育 課 長	胡 健太	社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長兼公民館長	賀藤 久道
教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	金子 摂	文 化 財 課 長	西岡 充
学校給食センター所長	谷口 直人	文化財課長代理兼主任図書館長	實盛 良彦
		社会教育部上席主幹兼図書館主任	田中 学
		兼田原図書館主任	太田 由美子

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 古市 靖之

5 付議案件

議案 第17号 四條畷市教育振興基本計画（令和7年10月改訂版）（原案）の策定について

議案 第18号 令和8年度使用四條畷市立小中学校教科用図書の採択について

報告 第14号 令和7年度一般会計補正予算（第3号）に対する意見の申し出について

報告 第15号 令和7年度教育委員会事務局職員人事について

その他報告 学校再編後の一定年数経過における検証の進捗について

木村教育長	只今から7月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。
古市教育総務課長	本日の教育委員会定例会は、教育長並びに教育委員全員のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告いたします。
木村教育長	それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は佐々木委員にお願いします。 議事に入ります。議案第17号 四條畷市教育振興基本計画（令和7年10月改訂版）（原案）の策定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
古市教育総務課長	議案第17号 四條畷市教育振興基本計画（令和7年10月改訂版）（原案）の策定について、議決を求めるものでございます。 提案理由といたしまして、教育大綱が新たに策定されることから、教育大綱と整合を図るとともに、国や大阪府の計画を踏まえ、より時代に即した内容に改訂するため原案の議決を求めるものです。 四條畷市教育振興基本計画（令和7年10月改訂版）（原案）の案及び6月に策定いたしました素案をもとに原案の案へと変更になった箇所を朱書きで追記し、見え消しで示している資料をご参照いただければと思います。変更となった主なポイントを説明いたします。 見え消しの資料の1から2ページの第1章の1計画の背景と趣旨について、ウェルビーイングの言葉において様々な捉え方がございますため、用語解説を追記し、また、令和4年1月の教育振興基本計画策定後の状況を一部修正いたしました。 3ページの2計画の位置づけ、を、「計画の位置づけ・構成」とし、計画の構成をより具体的に表記するため、5ページの内容をこのページに集約させ、計画の位置づけを表す図は教育大綱と整合する表記といたしました。 4ページの3改訂にあたっての基本的な考え方について、令和4年1月の当初計画の策定時の考え方から今回の改訂での考え方への表記に修正いたしました。 7ページの第2章の1 測定指標に基づく検証について、測定指標をもとに推移を示し、数字でははかれない要素として、学校や教育委員会での取組を事例として示したうえで、ふり返り、今後の課題や方針としてまとめています。 また、教育大綱には、市長の「人は生まれながらにして尊い存在」との想いや、「尊重」という文言が用いられていることから、教育振興基本計画にも

(古市教育総務課長)

「認め合う」という言葉の前に「尊重し」を追記し「尊重し認め合う」としています。9ページ右下図のコメントのほか、以降も同様の表現としています。

14ページの第3章の1 基本理念について、教育大綱の内容が明らかになってきたことから、文言を適切に表記するとともに、前回の会議でいただいた意見を踏まえた表記といたしました。

15ページの2 測定指標について、今後の展開を見据え、参考値として表示していた3年度の値を削除し、項目のみを表記しています。

16ページの第4章以降になりますが、「安心・安全」の言葉について、「安全だからこそ安心できる」という流れを本市では統一していくという考え方にに基づき、「安全安心」という言葉に置き換えています。

18ページ、教育大綱の基本方針が明らかになってきたことから、2、3をそれぞれ修正しています。

21ページ第5章の1 主体的に考え行動する「生きる力」を育む教育の推進以降になりますが、「視点」の言葉を「観点」という言葉に置き換えています。当初は、基本方針5 学びを支える教育環境の整備の施策の方向性にありました「小中一貫教育を推進します」をソフト面と捉え21ページの施策の方向性に移動し、23ページに用語解説を追記しました。

24ページの2 個を認め、寄り添い、活かす教育の推進の現況について、コロナ禍以降の不登校児童生徒の増加について触れ、当初の計画で定めた時以上に、現在不登校の問題が深刻になっている背景や不登校支援の必要性についてを追記しています。

29ページの4 豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援の現況について、中段に「生涯学習へのニーズが多様化するなか」の次、本市の豊かな自然を表現するため、教育大綱にも記載のある「自然科学」の言葉を追加し、本市の豊かな自然環境を活かす主旨を記載しています。なお、「文化財」という言葉は「歴史文化」という言葉に含めながらも、次段落には文化財について、とりわけております。また、30ページでは、新たな教育大綱に生涯学習分野を盛り込むことによる行政施策とのさらなる連携による相乗効果の創出をめざすため、実効性の確保を趣旨に、令和8年4月に社会教育部門の市長部局への移管を視野に検討を進めている状況にあり、「社会教育分野と他の行政施策との連携を深めることにより、地域とともにある教育環境の充実と生涯学習の推進に大きく寄与することが見込まれます」と教育委員会としての期待を記載しています。

32ページの基本方針5 学びを支える教育環境の整備の現況について、令和の日本型学校教育に触れ、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現におけるソフト面、ハード面での必要性を記載しています。また、33ページの施策の方向性について、平成30年11月の学校再編整備計画策定から一定年数経過における検証を6つの観点を

(古市教育総務課長)	もとに行い、小中学校の今後のあり方において検討を進めることを記載しています。また、安全教育の充実をより具体的に記載しています。 参考資料について、作成された3計画の改訂等に係る子どもたちへのアンケートの結果についてを添付しています。 原案をご可決いただきましたら、今後の日程としましては、8月15日から9月16日までの1か月にわたり、市民意見公募手続いわゆるパブリックコメントを新たに策定予定の教育大綱とともに実施いたします。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理者	参考資料の子どもたちへのアンケートを確認いたしますと、本市の「教育」に対する満足度が、自然や市のいろんな施策の中でも「自然・美化」、「安心安全」とともに上位にあり、子どもたちは概ね本市の教育に満足であると認識していると分析しています。そういう意味で、今まで取り組んできた本市の教育の計画を継続していくのは、方向として正しいと認識しています。 そのうえで、計画の位置づけと構成を1つにまとめ、非常に分かりやすい内容にいただいたこと、また取組の検証については、ふり返り、今後の課題や方針を入れていただくことにより、しっかりした測定指標の検証になったのではないかと思います。 何点か気になるところがあります。まず、内容として気になるところが、インクルーシブ教育です。以前の会議で申し上げましたように、基本方針6学びを支える教育体制の整備で、「インクルーシブ教育」という言葉がありましたので、その教育的内容についての記述がどう解さなければならないのかと問題提起をしたつもりだったのですが、「インクルーシブ教育」という言葉が削除されました。内容としては、本市の教育の中でとても大きな位置を占めていますので、十分に配慮されていると思いますが、より市民感覚で言うと、本市の教育として共生社会をめざしていく「インクルーシブ教育に取り組んでいる」と分かるような記述をどこかにしていただければと思います。
佃委員	この間の様々な改良、記述の変更へのご尽力に敬意を表したいと思います。 国の教育振興基本計画でも、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」とあり、その方針の柱の1つとしてしっかりと掲げられています。資料の24ページで、「個を認め、寄り添い、活かす教育の推進」の施策の中に、「多様なニーズに即した教育の提供」と謳っていますが、今回新たに加筆していただいた「コロナ禍により新しい生活様式へ変化する中」と縷々記載があるところの最後に「学校が主体となり」とあり、不登校児童生徒の支援等で学校が主体となり適切な支援をする必要があると締めくくっていますが、ここは多様な教育ニーズへの対応や共生社会つまりいろいろな子どもたちのニーズに合わせたカリキュラムを組む等の

(佃委員)	いろいろな施策について行政も考えていかなければならないということで、山本教育長職務代理者が先ほど仰った点も含め、一人ひとりのウェルビーイングの確保のため何ができるのかということをもう少し膨らませて記載していただく必要があるのではないかと思います。
山本教育長職務代理者	気になった点が複数あります。まず、第2章 教育振興基本計画に基づく取組の検証の7ページ、従前は測定指標1から3の数値でのみ検証していましたが、数値プラス実際の子どもたちの動きを含め検証するという視点は、とてもよいと考えています。そのうえで、今回入れていただいた測定指標に基づく検証の一番下のところで、「なお、検証においては、数字ではかれない要素を加味することも重要と考えており、行動記録の中から厳選し、合わせて示しています。」と記載されています。この「行動記録」という言葉が、何か特別な全市で共通した記録があるという理解になります。そうすると、現状のふり返りは、この行動記録の中から何かを選び、ふり返しをしたという形になりますので、市民感覚から言うところの行動記録がいくつかあり、その記録の中のどの部分を厳選したらふり返りになっていくのかということになりますので、その部分が非常に分かりにくいと思います。したがって、行動記録の中からの厳選ということについては、一考を要するのではないかと考えます。 次に、市民感覚として分かりにくいのが、8ページの今後の課題や方針の1行め「学校の努力や取組を価値づけし」という表現があります。この表現は、どういうふうに努力や取組を価値づけしていくのか分かりにくいように思っています。9ページのふり返りについても、言葉が並んでおり、「相手への共感」「社会との関わり方」、「豊かな心の育成」「協調性」とそれぞれの言葉は大事な言葉であります、読んでいくとその言葉が浮いており、言葉が並んでいるという形にしかとれないと思います。そのあたり、もう少し内容を入れる必要があるのではと考えます。また、同ページの「アクティブ・ラーニング」について、すでにご存じと思いますが、2010年の文部科学省の教育改革のキーワードとして出てきた言葉であり、その後2017年に「主体的・対話的で深い学び」に変わっています。なぜ変えたのかということについては、「アクティブ・ラーニング」という言葉が独り歩きし、グループ協議をし、当時のコンピューターで授業すること自身がアクティブ・ラーニングであるという誤解を教育界に生みました。したがって、アクティブ・ラーニングをしたところで、深い学びにつながっていないという指摘がありましたので、言葉が「主体的・対話的で深い学び」に変わってきたという経緯があります。まだ、大阪府の市町村で、アクティブ・ラーニングという言葉を使用しているところもありますが、今申しましたように、能動的な学び、あるいは能動的・積極的な学びという言葉に変えている市町村も多くあります。その中で、改めて「アクティブ・ラーニング」という言葉を出す必要がある

(山本教育長職務代理者)

のかという疑問を感じますので、検討いただきたいと思います。

次に、12ページの今後の課題や方針のところで、測定指標3 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合をもとに考えると、「コロナ禍等による先の見えない時代を実感したからこそ、豊かな人間力を育む教育の使命を大きく感じます。」とありますが、この「感じます」というのが今後の課題なのか方針なのか疑問に思っています。「使命を大きく感じます」は、使命を感じてどうするのが方針で、この使命を感じた時に本市では何が足りないのかというのが課題だと思いますので、主観的に「大きく感じます」という表現は変える必要はあるかと思います。その次の「特に、支援が必要な子どもに対応できるよう」というところは、これ自身は大事な取組ですので問題はありませんが、「支援が必要な子ども」だけに対応するような取組かというのが、少し疑問に思いました。これはむしろ「支援が必要な子ども」ではなく、子どもたちが自分の将来や夢に目標を持つという視点から言うと、すべての子どもたちに支援体制の構築が必要ではないかと思いました。したがって、「特に、支援が必要な子どもに対応」というところは、修正をしていただければありがたいと思います。

次に、写真をいろいろと入れていただいています。写真の中の説明について、少し意図が分かりにくいところがあります。8ページの「学校力を向上させる学校体育館を活用した公開授業」とありますが、この文章だけ読みますと、学校体育館を活用したことにより学校力が向上していくという印象になります。「学校力を向上させる公開授業」で十分ではないかと思います。また、10ページの右側の写真で、「子どもと教員で共有する「なりたい自分」」とありますが、これは体育館でされている何かの授業ですので、本市ではある授業の中でこういう取組をしている表現をすべきではないかと思います。同様に、11ページの左側の写真で、「自己肯定感を高める日常の授業」とありますが、これは日常の授業でどういうことをすれば自己肯定感が高まるのかという何をしているのかという説明がいるのではないかと思います。右側には、「英語教育の充実」とありますので、されている中身がよく分かるのですが、左側の写真がどういう授業をされているのか分からないのでその説明がいると思いました。

最後に、13ページの「郷土愛を育む歴史民俗資料館で校外学習」とありますが、校外学習をするという形であれば問題ないのですが、郷土愛を育む校外学習ですので、「歴史民俗資料館での」というように表現を変える必要があるのではないかと思います。

佃委員

7ページにふり返り、今後の課題や方針に写真や示す文章を追記いただき、より分かりやすくなったと思いますが、その写真により誤解を招く危険もあるのではないかと考えた点について、申し上げます。まず、8ページの「『生きる力』を育む体育的行事等」について、パッと見た時に子どもたちが一生

(佃委員)	懸命に何かエールを送ったり、応援したりしていると思われるか、逆に何か子どもたちが怒って何か抗議しているのではないかというように、写真の見方によりいろいろ見られるという点について注意すべきであると考えます。 また、10ページの放課後子ども教室について、大人と一緒に何か交流しているという写真ですが、女の子の姿しかほぼ写っていないという点が気になります。12ページのスポーツフェスティバルの写真について、後ろに向けてしゃがみこんでいる子どもに対し、どういうことなのかというように、パッと見た時に何を感じるのかと少し危険があるのではないかと思います。フリールールの写真についても、支援学級の写真と似ているところがあったり、これが不登校児童生徒の支援拠点だという特徴が少し弱いのではないかと感じます。もう少し説明をするための写真であれば、厳選して掲載する必要があるのではないかと思います。加えて、8ページの今後の課題や方針の中で、「学校の努力や取組を価値づけし」とありますが、締めくくりが、「教員の更なる働き方改革を推進し、教員の負担軽減を通じ、子どもと向き合う時間を確保していきます。」とあり、教員の働き方改革を推進すればすべて解決するのではないかという点では、なかなか難しいところもあるかと思います。教員が日々その時間を確保することによって、学び続ける姿勢を見せるとかももう少し加筆する必要があるのではないかと思います。9ページの「アクティブ・ラーニング」の言葉の使い方ですが、先日、中教審の委員の方の講演を北河内の研修で聞かせていただきましたが、その際、皆さんが講師の方とともに仰っているのが、「PBL」という言葉でした。つまり、プロジェクトベース・ラーニング、課題解決型学習が国では主にお使いなのかなと感じていました。「アクティブ・ラーニング」ということではなく、もう少し学びを表す言葉の厳選をされたらいいかと思います。最後に、10ページの今後の課題や方針の中で、そこまでに取組で縷々保護者や地域を巻き込んだ取組を紹介してくださっていますのに、その記載として、「教員は子ども理解に努め」とあり、教員がどうするというところで締めくくっています。もう少し保護者や地域との信頼関係を育む取組や教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上に努めていく等大人全体で子どもたちを見ていこうということを加筆していただくと非常に良くなるのではないかと思います。
佐々木委員	今、たくさんの意見が出ましたが、この教育振興基本計画の意見をたくさん出し合い、より完成度の高いものをめざし策定していただけていることに、保護者の立場として、とても感謝しております。 第2章の教育振興基本計画に基づく取組の検証について、私の感想めいたものになりますが、測定指標1の自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合がこの数値となっており、次の測定指標2の人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合がもっと高くなっているという測定指標1のベースが高いというものあり、人の役に立つ人間になりたいと子どもたちは成長

(佐々木委員)	していくのかなと育ちを想像していたので、測定指標 1の方が低いという点に少し驚いたとともに、こういった次の今後の課題に向けた方針が示されているので、この教育振興基本計画を策定する中で、現場の先生方にもしっかりおりていき、先生方の取組やここで考えられたことが子どもたちにも浸透し、子どもたちの育ちにつながっていくという流れが、時間をかけて策定するからこそ、子どもたちに届けてほしいなという思いが強くなりました。また、検討を重ねながら、より良いものが完成していくといいなと思いました。
山本教育長職務代理者	気づいた点が2点あります。1点めは、21ページの施策の方向性に「小中一貫教育」とあり、注釈6と書かれています。ところが、20ページの現況にも「小中一貫教育」とありますので、注釈6でなく注釈1にして、後の注釈を下げるというのがいいと思います。2点めは、16ページの基本方針5の学びを支える教育環境の整備の下の方針ですが、「安心・安全」を「安全安心」に変えられました。「安全」は客観的な言葉であり、「安心」は主観的な言葉ですので、「安全安心」に変えられることは、そのとおりと感じておりますが、文部科学省は、「安全安心」と言いながら、「安全・安心」というように中点を付けています。後ろにある子どもたちへのアンケートについても、「安全・安心」と中点が入っていますので、中点を入れる方がいいのではないかと思います。
佐々木委員	先ほどから出ている意見でもありますが、写真が少し分かりにくいかなと思いました。例えば、8ページの「自己肯定感を高める近隣施設での学習発表会」は、誰がどうしてこれが自己肯定感につながったのか、読んでも写真があると分かりやすいという意図で写真が掲載されていると思いますが、1つ1つ見ていくと少し分かりにくさを感じたので、写真を入れていただくのはイメージがしやすいという点と示したい内容が伝わる写真であればいいと思います。
木村教育長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声)
木村教育長	事務局からは、ございますでしょうか。
古市教育総務課長	事務局で気づかなかったところを様々にご意見いただきましてありがとうございます。特に、時代に即さない言葉等、また市民感覚という点を踏まえ、教育委員会の最上位計画となる教育振興基本計画となりますので、事務局として一枚岩となり、この原案の見直しを行っていきたいと思っています。

木村教育長	今の事務局からの話も踏まえ、私も策定に関わってきましたが、たくさんのご指摘をいただき、一部修正というような形を考えましたが、内容の変更を含め、写真の差替え、評価、方針、また多岐にわたり修正が必要だと、私の方で判断しましたので、本件については、さらなる修正を目的に継続審議とさせていただいてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
木村教育長	異議がないということで、議案第17号 四條畷市教育振興基本計画(令和7年10月改訂版)(原案)の策定については、継続審議といたしたく思います。 それでは、次に移ります。議案第18号 令和8年度使用四條畷市立小中学校教科用図書の採択についてを議題といたします。尾崎委員におかれましては、議案第18号について、教科用図書の出版社の編集業務に携わっていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、議事に参与できないため、一旦退室をしていただきたいと思います。暫時休憩いたします。 (暫時休憩 尾崎委員退室)
木村教育長	暫時休憩を解き、会議を再開いたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当課長	議案第18号 令和8年度使用四條畷市立小中学校教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。 令和8年度に四條畷市立小中学校で使用する教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」とあることから、本案を提案するものです。 政令で定める期間とは、施行令第15条に「四年」とあることから、小学校においては令和5年度、中学校においては昨年度の令和6年度に採択された教科用図書を継続して使用することとなります。なお、種目ごとの教科用図書は、別紙に記載のとおりでございます。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理者	中学校の教科用については、使用してよりそんなに日が経っていないので、特に目立った意見はないかと思いますが、小学校の教科用図書については、

(山本教育長職務 代理者)	採択する時に、学校の意見と少し異なる教科用図書を採択した科目も数科目 あります。特に、学校の方からは、何か意見等はあがってきていませんでし ょうか。
金子教育支援セン ター長兼学校教育 課指導担当課長	学校の意見としては、特に使用感についてご意見等はいただいております が、この間指導主事と授業支援に行く際、本市がめざしております主体的 な学びの実現に向け採択した教科用図書を活用いただいていることを認識し ています。
木村教育長	他に質疑はございませんか。
木村教育長	(「なし」の声)
木村教育長	ここでお諮りいたします。 議案第18号 令和8年度使用四條畷市立小中学校教科用図書の採択につ いては、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
木村教育長	(「異議なし」の声)
木村教育長	異議がないようですので議案第18号 令和8年度使用四條畷市立小中学 校教科用図書の採択については、原案のとおり可決することに決しました。 それでは、尾崎委員に入室いただきます。暫時休憩いたします。
木村教育長	(暫時休憩 尾崎委員入室)
木村教育長	暫時休憩を解き、会議を再開いたします。 それでは、次に移ります。報告第14号 令和7年度一般会計補正予算(第 3号)に対する意見の申し出についてを議題といたします。事務局から本件 の内容説明を願います。
阪本学校教育部長	報告第14号 令和7年度一般会計補正予算(第3号)に対する意見の申 し出について、令和7年度一般会計補正予算(第3号)を市議会7月臨時議 会へ提出するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の 規定により教育委員会の意見を申し出ることにについて、教育長に対する事務 委任規則第2条第2項の規定に基づき、特に緊急を要するため会議を招集す る時間的余裕がなかったため、教育長をして臨時に代理したので、同規則同 条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。 教育関連の補正予算の詳細については、配布している資料、令和7年度四 條畷市一般会計補正予算 予算に関する説明書に基づいてご説明いたしま

(阪本学校教育部長)	す。 事項別明細書の歳入からご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをご覧ください。今もなお続く、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける状況において、地域の実情に合わせたきめ細やかな支援が実施できるよう、国の令和7年度予備費を活用し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が配分されることとなったところでございます。これに伴い、本補正予算において、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るための支援策として、学校給食費の負担軽減を行うもので、10期に分けてお支払いいただいている年間給食費のうち、本年9月分と10月分の2期分について無償とするための内容となっております。 款「国庫支出金」の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、今般、交付を受ける国庫交付金22,431千円を計上し、款「諸収入」の学校給食費は、9月分と10月分の第1子2期分に相当する給食費について減額するものでございます。 次に、事項別明細書の歳出についてご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをご覧ください。款「教育費」の給食センター管理運営事務の需用費と役務費は、学校給食費負担軽減の実施に関する案内文書を保護者等へ送付するための事務費でございます。 内容の説明は以上です。なお、本補正予算は令和7年7月18日に開催された市議会7月臨時議会に提出され、同日付にて原案のとおり可決されていることを併せて報告いたします。 この審議の結果を受けまして、事務局としては、急ぎ、学校給食費の規則改正に取り掛かっており、8月の定例会で報告する予定にしております。 最後に、学校給食にかかる現在の物価高騰にかかる子育て施策を再度共有しておきます。令和5年1月から、所得制限なしに第2子以降の給食費の無償化、令和7年度の給食費値上げ分について、今までとの差額を公費で負担。これに加え、第1子の児童生徒合わせて約2,200人の9月と10月の給食費の無償化となります。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声)
木村教育長	それでは、次に移ります。追加議題としまして、報告第15号 令和7年度教育委員会事務局職員人事についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
古市教育総務課長	報告第15号 令和7年度教育委員会事務局の課長級以上の職員人事について、教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、教育長を

(古市教育総務課長)	して臨時に代理したので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。
木村教育長	令和7年8月1日付けの人事異動の詳細については、配布資料のとおりでございます。
	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」の声)
木村教育長	それでは、その他の案件に移ります。
古市教育総務課長	学校再編後の一定年数経過における検証の進捗についてをご報告いたします。
	平成30年11月に定められた学校再編整備計画に基づき、教育委員会や学校で様々に取り組み、一定の年数が経過した今、教育委員会事務局としてその成果と課題を検証したうえで、今後の学校整備を進めていくことを5月の定例会にてお伝えしていました。
	6月から検証を開始し、現時点での進捗について、第1回中間報告としてお伝えいたします。資料をご覧ください。右肩2ページに検証におけるフローを4つの区分に表記しております。6月については、検証方法の検討として、6つの観点をそれぞれ具体的に落とし込み表記しております。7月からは、具体的に落とし込んだ内容をもとに情報収集を始めています。今年中には、情報収集を終えたうえで検証し、選択肢の洗い出しを今年度中に行っていきたいと思います。
	4ページでは、国や大阪府の動向における具体的内容を示しています。まず、大きく分けて2つ。1つは計画・通達です。その中で国と府に分けておりますが、府の教育振興基本計画は国の教育振興基本計画における考え方を参酌していることから、府の施策については記載を省略し、国の中に、学び、働き方、不登校という検証すべきキーワードが含まれています。2つめは事象です。教育、学習指導、教員というキーワードをもとにそれぞれ細かな点を記載しています。

今回は、国の動向における計画・通達についての情報を収集しました。5ページでは、学びにおける国の通達を通した動向を示しています。平成29年の小中学校学習指導要領の改訂から、令和3年1月の令和の日本型学校教育の構築をめざしての中教審の答申が示され、教育に一人ひとり多様についての観点を、より一層充実させること等めざす方向性が示されました。令和7年1月からは、次期学習指導要領に向けた改訂の動きが始まり、2030年の学習指導要領改訂に向けた国の議論が進められております。議論の内容ですが、情報では、例えば、すべての子どもが質の高い学びにアクセスでき

(古市教育総務課長)	る教育環境の整備をめざすため、子どもの多様性や地域の実態に対応した教育課程の編成の具体について議論されているようです。 6 ページでは、働き方改革における国の通達を通した動向を示しています。平成31年1月の中教審の答申では、教職員の勤務時間管理の徹底と残業時間についての上限が具体的に示されました。また、給特法の改正による教職調整額の引上げが決まりました。 7 ページでは、不登校における国の通達を通した動向を示しています。平成29年には不登校児童生徒の教育機会の確保の必要性を規定され、令和元年には不登校児童生徒への支援の在り方、令和5年には策定されたCOCOLOプランをもとに具体的な方向性を示しています。つづく8 ページでは、不登校における国の調査を通した動向を示しています。令和5年10月、令和6年3月、令和6年10月と不登校における要因を分析しています。 10 ページでは、先進事例の研究における具体的内容を示しています。まず、大きく分けて2つ。1つは学校です。教育課程、同規模、学習というキーワードをもとにそれぞれの細かな点を記載しています。2つめは自治体です。こちらは、学校だけでなく、自治体としての観点も必要との理由から記載しています。先ほど、次期学習指導要領に向けた改訂の動きにもございましたように、今回は、子どもの多様性や地域の実態に対応した教育課程のそれぞれの学校についての情報を収集しました。 11 ページでは、文部科学省の手引き「学びの多様化学校の設置に向けて」を参照し、学びの多様化学校（不登校特例校）について、令和5年4月時点で全国に公立私立を含め24校あり、将来的な目標が文部科学省として示されています。 12 ページでは、豊中市の学びの多様化学校基本構想より、豊中市がめざす学びの多様化学校について示された参考情報です。 13 ページでは、小規模特認校制度についての記載で、メリット、デメリットを示しています。 14 ページでは、その小規模特認校制度の先進事例研究として、本市と同程度の人口規模である自治体の該当校の視察研究を予定しています。 15 ページでは、授業時数特例校の研究として、事例を2つあげ、特例的な教育課程の編成を通し、子どもへの資質・能力の育成、探究的な学習活動の充実へとつなげています。 16 ページでは、教育課程特例校の研究として、事例を2つあげ、地域の実態に照らし特色を活かした教育課程の編成を通し、子どもへの資質・能力の育成、探究的な学習活動の充実へとつなげています。 17 から20 ページまでは、令和5年度に先進事例校として視察に行きました小中一貫校、義務教育学校の情報です。ソフト・ハードともに時代に即応した教育環境を提供した内容となっております。 22 ページでは、学校再編のプロセスにおける具体的内容を示しています。
-------------------	---

(古市教育総務課長)

まず、大きく分けて2つ。1つは学校です。南小、田原、再編というキーワードをもとにそれぞれ細かな点を記載しています。2つは市です。こちらは、学校だけでなく、市としてのまちづくり、将来の視点も必要との理由から記載しています。ただし、まずは教育の観点において教育委員会事務局で検証を進めてまいりたいと考えています。また、プロセスの検証には、メリット・デメリットの整理、合意形成の整理などが必要なものとキーワードで記載しています。

23ページでは、学校統廃合に向けたプロセスを整理し、四條畷市立学校に関する条例決定後、統廃合実施まで及び統廃合後に行った取組を整理し、今後、各対象者にアンケートを実施し、検証を行う予定です。なお、検証作業の具体として表に示しておりますが、まだ対象やアンケートの内容については精査できていません。

25ページでは、再編以降の環境の変化における具体的内容を示しています。まず、大きく学校です。学校の枠内では、教育、働き方、ICTというキーワードをもとにそれぞれ細かな点を記載しています。その周りにある家庭や地域が関連しあう表記となっています。こちらについては、今後、情報収集も行いながら検証を進めてまいります。

27ページでは、本市児童生徒の動態における具体的内容を示しています。大きくは、本市の人口、そしてその中の子どもの方の数の推移と推計というキーワードをもとにそれぞれ細かな点を記載しています。また、補完する点として、不登校等、全国学力・学習状況調査を挙げております。

28ページでは、本市の児童数の推計を令和7年5月時点の住民基本台帳データを参照し、グラフ化しています。令和6、7年度はそれぞれ5月1日現在の実績数となります。つづく29ページでは、本市の生徒数の推計を令和7年5月時点の住民基本台帳データを参照し、グラフ化したものです。令和6、7年度はそれぞれ5月1日現在の実績数となります。

30ページでは、本市の小学校普通教室学級数の推計を令和7年5月時点の住民基本台帳データを参照し、各学年35人学級をもとにグラフ化したものです。令和6、7年度はそれぞれ5月1日現在の実績数となります。つづく31ページでは、本市の中学校普通教室学級数の推計を令和7年5月時点の住民基本台帳データを参照し、令和8年度は1年生35人学級、令和9年度は1・2年生35人学級、令和10年度以降は全学年35人学級をもとにグラフ化したものです。令和6、7年度はそれぞれ5月1日現在の実績数となります。四條畷西中学校は令和6、7年度と弾力的運用により本来の基準より1学級増となっており、令和8年度も継続を想定しております。

32ページでは、学校再編整備計画策定時の平成36年度見込と実際の令和6年度の実績の差を表示しております。その中で、四條畷小学校のA-Bは、+127人になっていますが、Bの値に四條畷小学校と四條畷東小学校の合計を用いると-135人となることは、重要なポイントです。

(古市教育総務課長)	34 ページでは、時代に応じたより良い教育環境における具体的内容を示しています。横軸をソフト面、ハード面とし、それらに関連するポイントを配置しております。ソフト・ハード両面に関連するものは真ん中に配置しています。 35～38 ページでは、時代に即応した教育環境整備を行った先進校を視察した情報を整理しております。 39 ページでは、視察をふり返り、本市として今後設置を検討したい機能等を列挙しております。 それ以降のページは、参考資料として、西部地域、東部地域の学校の位置及び校区を地図に落とし込んでおります。 8 月以降今年中まで、情報収集を行い整理した内容を通じ、検証作業を行ってまいりたいと思います。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理者	田原小、田原中、南小の分析等含めて見させていただき、学びの多様化学校、特に不登校特例校、小規模特認校の分析を含め出させていただき、これからの南小や田原小、田原中の今後の姿が、こういう形でも考えられるのかというのが明らかになったと思っています。検証のプロセスをととてもまとめていただきお疲れ様です。 その中で、気になる点があり質問があります。23 ページに合意形成のためのアンケート実施が記載されています。その中に、アンケートの内容として11 項目あり、2 条例決定後、統廃合実施までに行った取組ということが書かれていますが、四條畷南中学校についてはすでに6 年前、四條畷東小学校についても5 年前の時間が経っている中で、この6、7 の項目についてのアンケートが、南小保護者、畷中保護者の中に入っています。地域のアンケートについてはある程度理解できますが、中身にもよりますが、保護者へのどのようなアンケートになるのか気になっています。もし分かれば教えてください。 今の段階では、検証方法の検討中ですので、実際のプロセス、スケジュール等については、分かっていないと思うのですが、そのあたりも含め現在の分かっているところをお願いしたいと思います。
古市教育総務課長	保護者のアンケートの取り方について、学校の統廃合までに行ってきた例えば南中、東小の取組で言えば廃校前のイベントや転籍前の転籍校の交流を実施する等当時の保護者がどう感じたかということや当時東小に通われていた子どもたちが現在畷中に通われている転籍の影響を受けた保護者に対しアンケートを取っていくことを考えているところです。また、南中から畷中に転籍された子どもたちで言えば、現在大学生や社会人へとなっていると思い

(古市教育総務課長)	ますが、その子どもたちの保護者に今後どのような形で行うかを検討していきたいと思っています。 アンケート実施のスケジュールについては、事務局の中でアンケートの実施内容を検討する中で、次回の定例会で実施要領について、報告できればと思っています。それを受け、8月末には校長会にてアンケート実施に向けた依頼をする中で、当時は紙媒体で行っていたものを、現在は電子媒体を活用することができますので、その方法も考えていきたいと思っています。また、9月にアンケートの期間を設定したうえで、10月の定例会には、速報でアンケートの結果、分析を報告することができればと考えているところです。
佃委員	中間報告ということですが、膨大な国や府の資料をまとめ、再編のプロセスについて丁寧に説明され、これまでの視察も簡潔にまとめられ、事務局の力作に感動しております。ありがとうございます。ただ、いろいろ示していただいたデータの中に、令和5年度現在のものがあったり、そこからさらに不登校特例校も増えておりますので、これについての国の状況もバージョンアップされておりますので、折に触れそういったあたりも示していただければと思います。
木村教育長	他に、その他報告ございますでしょうか。
田中図書館長	学校の夏季休業中における図書館の臨時開館について、図書館から報告いたします。図書館では、学校の夏季休業中における子どもたちの読書活動の推進並びに宿題への対応を趣旨に、例年、夏季休業期間中は休館日の月曜日を臨時開館し、利便性の向上に努めています。今年度も同様に、夏季休業期間中の月曜日を臨時開館しておりますので、ご報告いたします。対象日は、7月21日、28日、8月4日、11日、18日の計5日です。開館時間は土日祝日と同じ9時半から17時までであり、通常の開館時と同じ業務や対応を行っております。
木村教育長	他にございますか。 (「なし」 の声)
木村教育長	それでは、本日本日の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 8 月 2 7 日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会委員 佐々木 弥生